

いじめ防止等のための基本方針

森町立宮園小学校

1 基本方針

(1) いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（けんかやふざけ合い、インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) 本校の方針

本校では、学校長が提示した学校経営目標のもと、すべての子供、すべての職員が自尊感情をもち、居場所があり、認め合える学校を目指している。その一つの取組として「いじめ」に対する取組がある。

本校では、以下の5点について取り組んでいく。

- | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">① 自分がされていやなことは人にしない、言わないの徹底② いじめは絶対に許さないという態度③ いじめの未然防止④ いじめの早期発見・早期解決⑤ 関係機関との連携、校内研修の実施 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

2 組織及び活動内容

◎ 生徒指導・いじめ対策委員会（月1回開催 全職員対象）

教職員がいじめを発見し、また相談を受けた場合には、速やかに学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、いじめの防止等のための基本方針の規定に違反し得る。
(平成29年3月14日改定)

学年主任者会、職員会議の中で、各学年の生徒指導上の諸問題などを挙げ、対策を話し合う。

◎ 学校評価

学校評価の項目にいじめ防止のための取組状況を評価項目に位置付け、年間を通じたいじめの早期発見、事案対処、校内研修等を実施していく。

◎ ケース会議（随時 校長・教頭・教務・養護教諭・該当学年職員・生徒指導主任）

生徒指導上の突発的な事案が出た場合、該当の職員が一人で考え、行動することなく、多くの職員で対応を考えて行動するために開催する。

◎ 学校運営協議会・民生委員懇談会

学校運営協議会委員や民生委員が、学校を訪れ学校内外の子供たちの様子に関して情報交換する。

3 いじめ防止のための対策

(1) いじめの未然防止

ア 教師と子供との信頼関係づくり

教師が心にゆとりを持って、子供たちに寄り添い、理解するために、職員同士の人間関係が好ましいものでなくてはならない。職員同士が気軽に相談できる。また、お互いに協力できる。そういった雰囲気が大切になってくる。

- ・ 子供たちに寄り添う。
- ・ どの子にも公平に接し、一人一人を尊重した態度で接する。
- ・ 良い表れを拾い上げ、認め、賞揚する。
- ・ 悩みや不安を、表情、発言、ノートや日記等から見つけ、共感的に関わり、自らの力で解決できるように助言や援助を行う。

イ 子供同士の望ましい人間関係づくり

どの子も安心して自分を表現できるためには、互いを認め合える集団づくりが重要になってくる。そのために、以下の点に留意して活動する。

- ・ 「人間関係づくりプログラム」を用いた授業を全クラス行う。
- ・ 体験的な活動を授業の中で計画的に取り入れ、一人一人の役割を設定し、自己有用感を高めると同時に、喜び・悔しさなどを共感できる場を設定する。
- ・ 授業などで異なった意見や考えを尊重する。
- ・ 異年齢集団の活動を取り入れる。
- ・ 学級や学年で問題を解決する場を設定し、正義について考える。
- ・ 定期的に学級満足度に関する心理テストを実施する。
- ・ 「Hyper-QU」を実施するとともに、学級支援シートを作成して、学級集団・個別の指導について具体的な取組を検討・実践する。

ウ 配慮が必要な児童についての対応

- ・ 発達障害を含む、障害のある児童が関わるいじめについては、教職員が個々の児童の障害の特性への理解を深めると共に、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童のニーズや特性を踏まえた適切な指導を行うことが必要である。
- ・ 海外から帰国した児童や外国にルーツをもつ児童は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、児童、保護者等の理解を促進すると共に、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- ・ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
- ・ 東日本大震災により被災した児童または原子力発電所事故により避難している児童については、被災児童が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、当該児童に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

上記の児童を含め、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うと共に、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

エ 子供が自らいじめについて考える場を設定する。

- ・ 道徳の授業の充実を図る。…他の活動との連携。
- ・ いじめに特化した授業の実施
…「わたしのいもうと」や「カラス太郎」などの資料を用いて、子供たちがいじめそのものを考える授業を行う。

(2) いじめの早期発見・早期対応

「いじめ」対応の5つの基本認識

- 「いじめはどの子にも起こりうる問題である」という認識をもつ
- 「いじめは人として絶対に許されない行為である」という毅然とした態度で臨む
- 小さなサインを見逃さず、子供や保護者の訴えを真剣に受け止める姿勢をもつ
- いじめられている子供の立場に立って考え、初期段階から組織的に取り組む
- 日頃から子供や保護者、地域との信頼関係の構築に努める

ア いじめ早期発見の対策

(ア) 子供に寄り添うこと

教師が心にゆとりを持ち、寄り添い、子供たちの小さなサイン（表情・行動）を見逃さず感知できるようにする。

(イ) 傍観者をつくらない

普段から、「いじめはいけないことだ」ということを道徳や学級活動の中で意識させると同時に、いじめをみたら絶対に許さないという態度を養う。見て見ぬふりは絶対にいけないという意識をもつ。

(ウ) いじめアンケートの実施と児童対象の教育相談

7月、12月、2月に行うふり返りアンケートの中でいじめに関する項目を設ける。

↓

その月の中で、担任が学級全員に教育相談を実施する。

↓

教務主任、生徒指導主任が集約し、全職員への周知
必要に応じてケース会議を開く

イ いじめの早期対応

いじめに対して学級担任一人で対応すると、解決を遅らせたり、誤った対応をしたりしてしまう場合がある。そのため、いじめに限らず生徒指導上の諸問題については、ケース会議を開いて、諸方面への対応を考えていく。**絶対一人では対応しない。**

ウ いじめへの対処

いじめの「解消」とは

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。「いじめが解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われる物を含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

② 被害者が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

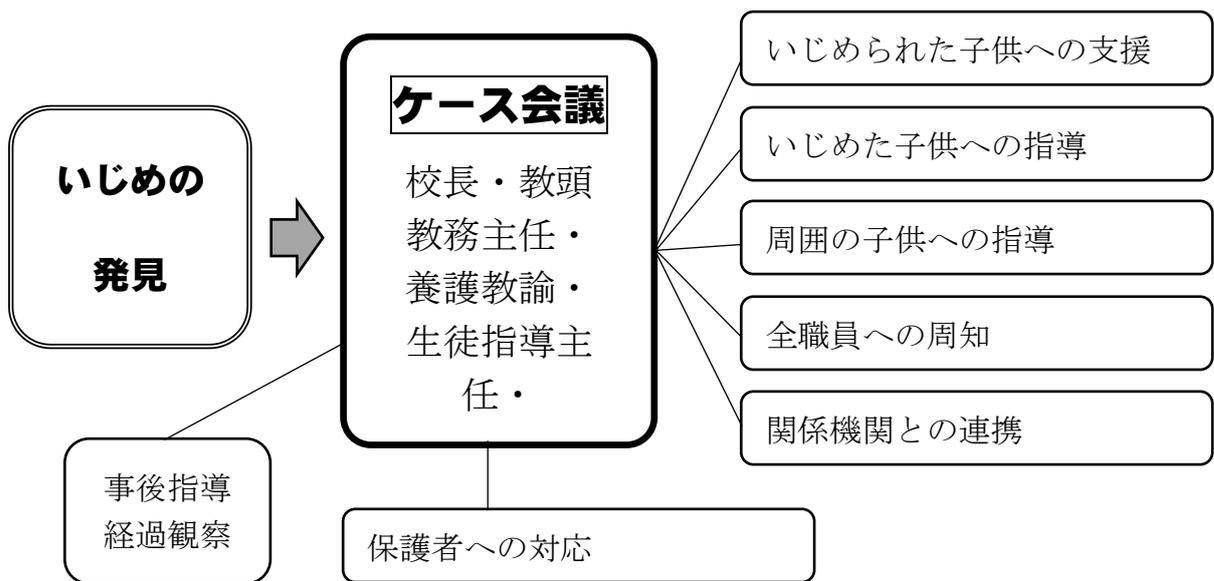
学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害者を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

「解消している状態」に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

エ 法の理解増進

保護者及び地域に対し周知をし、PTAの協力を得る。

保護者など、いじめの問題やこの問題への取組についての理解を深め、PTAや地域の関係団体等との連携を図りながら、法の趣旨及び法に基づく対応について広く知らせる。



いじめられた 子供への支援

心のケア。

学校の「絶対に最後まで守る」という意志を伝える。

必要に応じて具体的な生活プランを考える。
（登下校の方法・別室登校など）
休み時間などの見守り。

いじめた 子供への指導

事態の深刻さを伝えると同時にいじめを絶対に許さないという学校の意志を伝える。

安易な謝罪ではなく、相手の心の傷を理解させる。

いじめに至った原因・背景を考えさせる。

周囲の 子供への指導

傍観者は、いじめると同じことになってしまうことを理解させる。

なぜ、勇気ある行動がとれなかったことを振り返らせる。

学年、場合によっては学校で、全体指導を行い、再発防止に向けた指導を行う。

保護者への対応

- ・保護者に事実を伝え、学校の指導方針と具体策を説明し、再発防止への協力を依頼する。
- ・解決するまで、学校が主となり指導することを伝える。
- ・解決後の様子についても定期的に伝える。

ネット被害（いじめ）に対する対応

- 情報モラルの教室を教育課程の中に位置づけて、健全なるネットの利用者を育てる。
- ネットいじめの発見、子供・保護者からの相談に対応する。
- SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の利用による新たないじめが発生する可能性を意識し、常に新しい問題や話題について関心を払っていく。

携帯やインターネットの相談窓口（学校職員・教育委員会が対象）
インターネット・携帯電話違法有害相談センター（総務庁支援事業）
窓口 電話 03-5644-4800
インターネット相談 : 町教委（ネットパトロール）

（3） 関係機関との連携

（別紙参照）

CRT（クライシス レスポンス チーム）

静岡県こころの緊急支援チームという。

<活動>

学校において重大な事件・事故が発生した直後、教育委員会がチームの派遣し、早い段階からの的確な対応ができるように、**教職員の支援を行う。**

<メンバー>

精神科医・臨床心理士・精神保健福祉士・看護師など

4 重大事案発生時の基本的な対応

- （1） 重大事態が発生した旨を、森町教育委員会に速やかに報告する。
- （2） 教育委員会と協議の上、当該事案に対する組織を設置する。
- （3） 事態の全容を詳しく丁寧に検証する。